

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3088号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



あしがら花火大会(神奈川^{まつだまち}松田町・^{かいせいまち}開成町)

もくじ

- 随 情
- フォーラム
- 政 策

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の概要
農林水産省 農村振興局防災課……………(2)

「ひと」と「ひと」が交わるむらびつくり
〜持続可能な村づくりをめざして〜 京都府南山城村……………(9)

町村Navii……………(5)

『住みたい住んでよかった』もにつくる「やすらぎ」と「ほほえみ」のまち
大阪府熊取町長 藤原 敏司……………(12)

コラム

神奈川西部の「消滅可能性高い」町が挑む地域再生 本質バイオマス利用を来年度から事業化 条例化も追求

島根県立大学名誉教授 田嶋 義介

神奈川西部にある松田町は丹沢山系などの山々に囲まれ、94%が山間部。人口は町人口ピジョンで、1995年の13270人をピークに減り続け、2040年には社会移動を含めて7055人(国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計)まで落ち、「消滅可能性が高い自治体」とされる。そこが地域再生をめざし、豊かな森林資源を生かす本質バイオマス利用を来年度から事業化、その理念を町民と共有するため「松田町地域の持続的発展に資する再生可能エネルギー利用促進条例(仮称)」を12月町議会に提案する方針だ。

町の北部にある寄地区も人口減少が激しい。1875年に旧7村が合併し寄地区に、1955年に松田町と合併した。町中心部と県道一本でつながっている。子どもが2010年の183人から2040年には社人研推計で75人、30年間に108人減ることから、このままでは2061年頃にはいなくなるという危惧されている。

2013年43歳で就任、2期目の本山博幸町長は「町民の命を守るのが行政の役割」と思い、県道が災害に会うと孤立する寄地区が、孤立しても生きていくにはエネルギー自給が必要であると考えた。この検討過程で、早大などが2年前に調査に入り、住民と「間伐材を利用した再生可能エネルギーで地域づくりをする」との結論を得た。町は、町のエネルギー消費は年約22・2億円、大半が今は町外に流出、1割を自給できれば、約2億円が町

内で回る、と見ている。環境省の再生可能エネルギー導入計画策定補助事業に昨年度採択され、町バイオマスエネルギー利用調査協議会を発足させ、今年1月に報告書をまとめた。

その概要では、町の森で林道から200m、かつ傾斜30度未満を利用可能な場所に設定、この搬出可能区域の森の総平均成長量(バイオマス賦存量)は年3397トン。浴場用に灯油ボイラーを使用している町健康福祉センターを例に灯油を新に代えて、コストを比べた。センターの灯油費用は年198万円。薪は年52・2トン必要。この原木費や薪への加工費で計約129万円、薪ボイラーの稼働費を加えても、約197・6万円に収まり、採算が取れるように見える。

ただ、薪への加工費は年約77万円(一人を雇えない)。材の供給・中間処理過程での工夫や需要拡大が必要。浴室用に重油ボイラーを使うゴルフ場が町内に2つ、ハウス栽培農家、町民の薪ストーブ使用で年200トン需要も考えられ、これらを今年度詰める。

これには、町民が事業への理解や知恵をしぼることが不可欠である。町は利用促進条例に、再生可能エネルギーは枯渇しない、二酸化炭素の発生が少ない、自立分散型で個人らが手掛けやすいとの特性を指摘、「これを利用し、地域の持続可能性を高めていく」との基本理念を盛り、知恵を出し合えるようにしたいと考えた。

写真キャプション

「あしがら花火大会」は、同日開催の「まつだ観光まつり」と「開成町納涼まつり」の夜に、松田町と開成町の合同で行われる花火大会。両町の間を流れる酒匂川を挟んで両岸に設けられた観覧場所から、夜空を彩る約1,500発の花火が楽しめる。8月の第4土曜日に開催。

政策解説

「農業用ため池の管理及び
保全に関する法律」の概要

農林水産省 農村振興局防災課

1 はじめに

農業用ため池(以下、ため池)は、水田農業を主体とする我が国において、農業生産活動に欠かせない水の供給を確保する施設として、江戸時代以前から築造され、全国に約17万か所あるといわれている。また、洪水調節や多様な生態系の確保等、多面的な機能を有するものでもある。

しかしながら、近年、台風等による豪雨や大規模な地震によりため池が被災する事例が多発するとともに、適切に維持管理や保全活動が行われていないか明らかでないため池が決壊するなどの事故も発生している。このような状況を踏まえ、政府は、ため池の適切な管理及び保全を目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を国会に提出し、衆参両院の全会一致をもって可決成立(平成31年4月26日公布)し、本年7月1日に施行された。

2 法律制定の背景

(1)平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨では、西日本においてため池32か所が決壊し、女兒1名が亡くなった。また、豪雨が収まった後も、ため池の変状が確認されたことによる避難指示の発令が相次ぎ、下流住民のみならず、二ユー入速報等を通じて、多くの方がため池の決壊への不安を抱く状況となった。このような状況を踏まえ、農林水産省では、その後の豪雨等に備えるため、都道府県や市町村等の協力を得て、同年7月19日〜8月31日の期間で、全都道府県において、ため池の緊急点検(以下、全国ため池緊急点検)を実施するとともに、「平成30年7月豪雨を踏まえたため池対策検討チーム」(以下、ため池対策検討チーム)を設置し、今後のため池対策の進め方を検討した。

(2)全国ため池緊急点検

全国ため池緊急点検では、都道府県や市町村の職員(豪雨による被害が大きかった広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県には、国及び24道県の技術系職員(延べ8,710人)が支援)が、決壊した場合に家屋や公共施設等に被害を与えるおそれのあるため池約8万8千か所を対象に、堤体の亀裂や漏水、洪水吐の損傷等の現地確認を行った。その結果、応急措置が必要と判断されたため池が

1、540か所あり、緊急措置として貯水位を低下させるとともに、災害復旧事業や補助事業等により必要な復旧・整備を行ってきたところがある。

(3)ため池対策検討チーム

ため池対策検討チームは、学識経験者、農業・食品産業技術総合研究機構、広島県、岡山県の参画を得て設置し、現地調査を含む実地を重ね、その結果を「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(以下、今後のため池対策)として平成30年11月13日に公表した。今後のため池対策では、防災重点ため池の考え方の見直し、ため池マップやハザードマップ等の作成などの緊急時の迅速な避難行動につなげる対策、保全管理体制の強化や施設機能の適切な維持・補強に向けた対策、ため池の統廃合等を推進していくこととしている。

それらの対策を着実に実施していくためには、これまで国の通知や予算措置等により実施してきた施策について、法的に位置付けるとともに、ため池の情報を行政機関が把握し、必要な防災工事を確実に実施できる仕組みを整備する必要があることから、今般、ため池に係る新たな法律を制定したものである。

政 策

防災重点ため池の見直しと今後の対策

- 国が設定した新たな選定基準により、都道府県が市町村等と調整して**防災重点ため池を再選定**。
- **避難行動につなげる対策**と施設機能の**適切な維持、補強に向けた対策**を効果的に推進。

【防災重点ため池の選定基準】

決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

<具体的な基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



平成30年7月豪雨で決壊したため池



都道府県等が対策の進め方の方針を作成

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

- ため池マップの作成
- ため池データベースの充実
- 緊急連絡体制の整備
- ため池防災支援システムの活用
- 浸水想定区域図の作成
- 水位計等による監視体制の整備
- ハザードマップの作成
- 地域防災計画等への位置付け

施設機能の適切な維持、補強に向けた対策

- 保全管理体制の強化
- 補強対策
 - 【総合的な整備】
 - 耐震対策
 - 豪雨対策
- 統廃合・容量縮小



3 ため池法の概要

(1) 総則

本法は、ため池を適正に管理及び保全することにより農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的としている。本法における「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設であつて、「堤体」及び「取水設備」で構成される施設であると定義している。

第3条では、国、都道府県及び市町村の責務を明文化している。ため池の適正な管理及び保全のための施策を実現するためには、都道府県と市町村が「相互に連携」を図ること、また、国としても、広域的な見地からの調整や、必要な調査研究、情報の提供等の支援を適切に行うこととされている。

(2) 届出とデータベースの整備等

行政機関がため池に関する情報を把握するため、新たにため池を設置又は廃止した場合には、所有者は遅滞なく都道府県に届出を行うこととし、本法の施行日以前に設置された既存のため池については、所有者又は管理者（以下、所有者等）が、施行から6か月以内の届出を行うこと

とされている（国又は地方公共団体が所有するため池は除く）。届出事項については、ため池の名称や所在地、所有者・管理者の情報、堤高、堤頂長、総貯水量などとしている。届出者に対しては、既存のため池データベースや台帳等による情報を有する都道府県及び市町村の支援が不可欠である。

また、都道府県は、ため池に関する情報が記録されたデータベースを整備して公表することとしている。なお、データベースは、届出対象としていない国又は地方公共団体が所有するため池も含め、整備することとしている。

(3) 所有者等の責務と勧告

本法では、ため池の所有者等は、ため池の適正な管理に努めなければならないとし、その責務を明文化している。また、所有者等が管理上必要な措置を講じていない場合には、都道府県が、防災工事の施行や管理者の選任など必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしている。

(4) 特定農業用ため池の指定

都道府県は、決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池を、市町村の意見を聴いた上で、

政 策

「特定農業用ため池」として指定することとしている。指定の基準は、平成30年11月13日に公表した新たな防災重点ため池の選定基準と同様とし、原則として、防災重点ため池のうち、国又は地方公共団体が所有するため池を除いたものが特定農業用ため池に指定されることとなる。なお、特定農業用ため池に指定される

と、①行為の制限（許可制）、②防災工事計画の届出、③防災工事の施行命令及び代執行、④避難情報等の周知、⑤市町村による施設管理権の取得などが措置されることとなる。以下でその詳細について記述する。

①行為の制限（許可制）

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、都道府県の許可が必要となる。具体的な行為としては、法律で定める堤体の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽のほか、堤体と密接に関わる水底の掘削、岸の形状の変更、取水設備及び洪水吐の変更又は廃止を規定している。なお、国又は地方公共団体がこれらの行為を行う場合は、都道府県に協議することを以て足りることとしている。さらに、土地改良法に基づき土地改良事業や、非常災害時の応急措置、管理行為、ボーリング等の調査行為、河

川工事等他法令に基づく工事（施行規則に定めのあるものに限る）は、許可を要する行為に該当しないこととしている。

②防災工事計画の届出

特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池の決壊を防止するため防災工事を施行するときは、工事に着手する30日前までに、防災工事計画を都道府県に提出することとしている。また、都道府県は、当該防災工事計画の内容が十分でないときは、その変更を命ずることができる規定も設けている。

③防災工事の施行命令及び代執行

第6条に基づく勧告（前述③）を受けた所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合や届出した計画に従って防災工事を行っていない場合に、都道府県が所有者等に対し、防災工事の施行に関する命令ができる規定を設け、さらには都道府県自ら防災工事を施行できる代執行の規定を設けた。また、所有者等が不明な場合にも代執行できることとしており、これにより、これまで廃止等ができず放置されてきた危険なため池について、必要な対応が図られることが期待できる。

④避難情報等の周知

市町村は、特定農業用ため池につ

いて、災害時の避難経路や避難場所等の避難に関する情報を住民に周知するよう努めることとしている。これまでも、「防災重点ため池」について、ハザードマップ等の作成が進められてきているが、本規定も踏まえ、引き続き、災害時の円滑な避難に向けた施策の推進に取り組んでい

⑤市町村による施設管理権の取得

市町村が、今後も利用していく必要があると判断した特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、引き続き講じられる見込みがないことが確実である場合であって、所有者の過半を探索しても確知できない場合に、市町村は都道府県に対し、当該特定農業用ため池の「施設管理権」の設定の裁定を申請することができることとした。「施設管理権」とは、所有者に代わり当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利である。

本制度は、所有者不明のため池が多く存在し、現在の管理体制も高齢化等により脆弱化する中、地域農業のために、今後もため池を維持する一つの手法として設けたものである。裁定申請を行うに当たっては、関係者の中で、今後のため池の利用

方法や管理の役割分担について十分話し合っていたことが重要である。なお、本法律では、施設管理権に基づく管理の一部を土地改良区等に委託できる規定も設けている。

4 おわりに

近年の災害の激甚化、農家数の減少、高齢化など、ため池を取り巻く状況は厳しさを増しているが、ため池の決壊により人命が失われることがないよう、また被害を最小限に抑えるため、行政機関や所有者、管理者及び利水者などの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力して取り組むことが極めて重要である。とりわけ、地域農業に精通し、また地域防災の役割を担う町村の取組は不可欠であり、その協力なくして本法律の目的を達成することは困難である。町村におかれ

ては、都道府県やため池の所有者等と相互に連携いただき、ため池の適切な管理及び保全を推進するため、御尽力いただくようお願いしたい。

フォーラム

道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」

現地レポート 町村独自のまちづくり



「ひと」と「ひと」が交わるむらづくり
持続可能な村づくりをめざして

京都府

南山城村

みなみやましろむら

南山城村の概要

南山城村は、深い緑の山々に囲まれ清らかな木津川が東西を流れる、「京都府唯一の村」です。面積は64・11km²で、南北13・21km、東西9・52kmと東西南北に広く、面積の約7割が山林で占められています。京都府の最東端に位置し、東は三重県伊賀市、南は奈良県奈良市、北は滋賀県甲賀市に隣接し、古よりそれぞれ人・生活・文化の交流があります。中央を国道163号とJR関西本線が走っており、大阪・名古屋・京都市内から1時間30分程度で移動できることもあって、年々訪れる方々も多くなっています。

産業では、山々に囲まれた傾斜地を活かした、村の特産品であるお茶が農業の主産業として栄えてきました。南山城村は、京都府では品質の優れた宇

治茶の主産地として、京都府茶品評会においては煎茶の部で19年連続26回産地賞を受賞し、また関西茶品評会、全国茶品評会においても数多く受賞するなど、香りの高い良質な煎茶の産地として高く評価されています。

小さな村ではありますが、「南山城村の山なみ」をモチーフに「響」にこだわった故黒川紀章氏設計の文化会館「やまなみホール」が木津川沿いになり、訪れる方々は木津川を臨みながら過ごす静かなひと時に、心を癒されています。大きな観光スポットは少ないのですが、日本遺産にも指定された文化的景観「宇治茶生産景観―山なりの茶畑と山裾の農家」の美しさや全国的に珍しいアーチ動力式の高山ダム、京都府指定無形民俗文化財「田山花踊り」など、知る人ぞ知るスポットなどが多く、近年、地方への観光ブームも手伝って、ふらっと気軽に立ち寄れる南山城





▲故黒川紀章氏設計の「やまなみホール」

村は近畿圏のみならず全国からも多くの人が旅の途中に訪れています。

自然環境が豊かで交通網にも恵まれている南山城村であっても、全国的な少子高齢化、人口減少の波に逆らうことはできず、65歳未満の生産人口が減少しつつあります。

特産品のお茶を活かした むらづくり

南山城村の優秀な特産品であるお茶においても農家数の減少や、人口減少による地域「コミュニティ」の維持など多くの課題が山積している中、村民の一人ひとりが「何かを」「何とかしなければ」という想いが重なり、さらには村民の想いが一つになり、想いを形にしていくという大きなうねりになってきました。



▲道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」グランドオープン時の賑わい

その結果、村民の皆さんが「誰か何をやりたいのか、担うのか」「誰が何をやっていくのか」「実際、担えるのか」など何回もワークショップを重ねて話し合い、「自分たちの期待や想いを形にかえてほしい」「自分たちがそれを担っていく」という強い意志のもと、道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」の創設に至ったことなのです。「京都府唯一の村」「南山城村の特産品のお茶」を特色として前面に出し、地域の農産物や、高品質の香り高い村のお茶、ワークショップに参加した村民が作る加工品など、数多く品揃えされています。

この施設は、目の前を国道163号が東西に走っていることからどこからでも訪れやすく、またロケーションと



▲道の駅オープン時のポスター

しては、茶畑が一望でき周りを山々が囲んでいるその様は、まさに道の駅、お茶の京都「みなみやましろ村」に相応しい風景といえます。

住民の想いが実現した道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」は、農林産物の生産・出荷や加工品の開発販売など、村民の皆さんの当初からの熱い想いをそのままに、運営に参加していただいています。村民の想いが村を動かし、官民協働で成し得たこの道の駅は、地域活性化重要拠点として、さらには南山城村を「もっと知りたい」「もっと訪れたい」と思える観光振興の拠点としても位置付けられています。

村民の皆さんの想いの詰まったこの道の駅「お茶の京都 みなみやましろ

村」は、平成29年4月にオープンし、また前年に開通した国道163号北大河原バイパスは1日約10、000台の通行量があることから、年間のレジ通過者が約40万人と、村が当初考えていた以上に大盛況で、一気に「京都府唯一の村 南山城村」という名前を覚えていただくきっかけになりました。「お茶の京都」と銘打つだけあって、村のお茶は勿論のこと、村のお茶をふんだんに使った抹茶ロールや抹茶ソフトなど、お茶を使った数多くの商品が並び、訪れる方は飽きることなく楽しめます。

知名度が上がれば、自然と村に興味を持つ方も多くなり、訪れた方やテレビを見た方からの、南山城村に住んで

フォーラム



▲移住交流スペース「やまんなか」での移住者と地元の方との交流ライブ

みたいという声も多くなってきました。道の駅がきっかけで、京都府唯一の村に惹かれて来てみたら、自然に囲まれた、ゆったりとした時間を過ごせたことです。

南山城村は、人口減少対策として移住定住事業に取り組み、空き家バンク制度の創設や移住定住推進員を置いて空き家の掘り起こしやマッチングをし、また民家を改修して移住交流スペース「やまんなか」を設置して移住された方と地域との交流を進めてきましたが、今や、移住したいと申し込む方が多く、空き家バンク登録件数が追いつかないほどの人気の村になってきています。

道の駅「お茶の京都 みなみやまし

次代に備える取組

ろ村」のオープン以来、交流人口が増加し、また道の駅を核とした産業再生や、道の駅を公共交通網ルートに加えたい物弱者支援のための地域内循環型システムの構築、高齢者支援AIの検討など、生活支援プラットフォームづくりなどが評価され、平成29年度には国土交通省「ふるさとづくり大賞」をいただいたところです。

高齢化が進む東西南北に広い村には、色々な情報を対話型で見える化する仕組みが重要と考え、「御用聞きAI」と銘打って、買い物難民対策や行政情報を伝える手段として活用できるか検討しています。現在は、防災行政無線、村内バス、三重県伊賀市と京都府笠置町・南山城村と圏域を超えた「伊賀・山城南定住自立圏」の取組として対話型で健康相談しながら、専門相談員になく「救急・健康相談ダイヤル24」に接続できるよう取り組んでいます。

南山城村内にも幾つかの事業所がありますが、雇用という部分では生活圏である他市町へ行く方が多いのが実態でした。しかしながら地域活性化重要拠点である道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」ができたことで、村内は勿論のこと、またこれまでとは異なり村外からも雇用として入る方が増え、移住定住にもつながってきました。



▲「三國峠」から南山城村が一望できます

南山城村はさらなる地域活性化を目指してきたところですが、道の駅ができたことによって、隣接地に「道の駅ホテル」が2020年秋オープン予定で建設されることになり、注目を集めています。雇用の拡大に期待するのは当然ですが、今年度から観光に特に関心を注いでいくという村の方針とマッチして、今後、村がつくる観光ソフトと併せ、通過点から着地点になる観光客や訪日客の増加に期待するとともに、消費拡大にも大きな期待を寄せています。

さらには、自然豊かな村にマッチした企業誘致を積極的に進め、菌床キノコ工場も建設される予定となっています。同じく雇用面にも期待をしていますが、村の農産物としての出荷という点にも期待しているところです。これ

らの企業誘致は雇用・観光・生産だけに留まらず、人口減少対策として、他所からの呼び込みの手段の一つとして、必ずや南山城村の活性化に寄与するものと考えています。

観光の振興という点では、地域の住民の方が体験型の観光を立ち上げ、村がサポートしていく形で取り組んでいくこととなっています。「人はどこから村へ来て、どこに行くのか」「村に来た人はどういったことを望んでいるのか」「どういったものに購買意欲がそそられるのか」などデータを集約化し、ニーズに合った新たな観光プラン・ソフトの開拓を行いながら情報発信をし、村の農林産物を活かした商品開発をさらに推し進め、観光消費を押し上げ、循環型産業施策として地元へ還元



▲宇治茶の生産景観の縦畝と横畝からなる茶畑と一体となっている民家

フォーラム

できる仕組みをつくれるよう、総務省「地域IoT実装事業」を導入して、村のありたい観光の姿の実現を目指しています。

南山城村からの発信

南山城村は、優秀な宇治茶の主産地としてのブランド力がありますが知名度は高くなく、近隣の三重県伊賀市・滋賀県甲賀市・奈良県奈良市が有名なため隠れた地域であったことは否めません。しかしながら道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」がオープンしたことを機に、「村を訪れる方」「村に



▲南山城村の中央をゆったりと「木津川」が流れています



▲木津川を横断している「恋路橋（潜没橋）」

興味をもたれる方」「村のファンになる方」が多く、さらには「道の駅ホテル」が建設されることも手伝って、「南山城村」の知名度も高くなりました。これから取り組んでいくIoTを活用した事業も、村の観光ルート・スポットやお茶をはじめとする地元特産品などを全国発信し、道の駅のみに留まらず村の埋もれた魅力を再構築し、通過型観光から滞在型観光になっていけるように、さらには地元でフィードバックできる循環型産業を目標に、観光振興を進めていくこととしています。

今、南山城村は全国から注目され、以前とは比較にならないほど村を訪れる方は多くなりました。自然豊かな山々に囲まれ、村の中央をゆったりと流れる木津川の水面、村を走ればそこに茶園がある長閑な風景に旅の途中に來られた人は魅せられるのが、人口減少の中にあって移住定住希望の方の問い合わせも年々増加しており、近畿圏のみならず全国から、長閑な田舎で、昔と変わらない隣近所が声を掛け合える南山城村に住みたいとの声に、将来への希望を感じています。

また優秀な宇治茶の主産地というブランドを基本として、道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」がオープンしたことにより、南山城村のお茶の知名度・魅力を一気に高めると同時に観光スポットとして脚光を浴び、「道の駅ホテル」の建設も予定され、どこに行っても「南山城村」と話すとうれしい反応があります。

南山城村は、人口も少なく少子高齢化が進んでいる小さな村ですが、一番の魅力は村民である「人」です。これまでの「静」から、村民自らがコトを起し、モノをつくり、想いをつなげていくという、「動」の流れになってきています。これからはお茶や観光をはじめとするモノの魅力だけでなく、人と人とのふれ合いをもっと輝かせられる「魅力ある村づくり」に、村民の方々と一体になって取り組んでいきたいと考えています。

南山城村 むらづくり推進課

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。
 - 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
- このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

情 報

季節に拾う・新歳時記 (7月)

小牧 規 子 (ジャーナリスト)

タコ

頭足類に属する軟体動物。欧米では地中海諸国を除いてあまり食べないが、日本では古くから食べられてきた。大阪湾岸の弥生時代の遺跡からはイイタコつぼが見つかっているほか、平安時代の『延喜式』には貢物として記されている。

「タコは梅雨の雨を吸って大きくなる」と言われ、瀬戸内海という漁場が近い関西では夏場、特によく食べられている。7月の大阪・天神祭には、旬のタコが食卓に上る。また、夏至から11日目の半夏生(はんげしょう)の日にタコを食べる習慣もある。タコは高タンパクで低カロリー。血中の中性脂肪や余分なコレステロールを排出する働きを持つタウリンを豊富に含む。酢の物、煮タコ、タコ飯など、好みの料理法でタコを食べ、へんげそう。

祇園祭

5月の葵祭、10月の時代祭と並び京都を代表する祭り。貞観11(869)年、平安京の神泉苑に66本の矛を立て、「御霊会」が営まれたことを起源とする。疫病の流行や災害を鎮めるために、祇園から出た神輿が都を巡った神事が原形。やがて八坂神社の祭礼となった。祭りを発展させたのは、京の町衆だ。

室町時代には山鉾が大型化し、お囃子を演奏したり、豪華な装飾を施したりするようになった。7月17日の前祭と24日の後祭がある。八坂神社の祭神素戔嗚尊(すさのおのみこと)が氏子地域を回る神幸祭の先祓いとして前祭が、神社に戻る還幸祭に合わせて後祭が行われる。2014年に49年ぶりに後祭が復活し、祭り本来の姿に戻った。

江戸川乱歩

日本の推理小説の祖とも言われる作家。本名は平井太郎。三重県名張町(現・名張市)生まれ。旧制愛知県立第五中学、早稲田大学を卒業後、職を転々として1923年、『二銭銅貨』でデビュー。ペンネームはアメリカの推理小説作家、エドガー・アラン・ポーに由来する。

『算盤が恋を語る話』『パノラマ島奇談』『芋虫』などを発表。1936年、少年向け読み物『怪人二十面相』が評判となり、明智小五郎と少年探偵団が活躍する「少年探偵」シリーズとなった。戦後は主に評論家、プロデューサーとして新人発掘に貢献した。1947年に探偵作家クラブ(後の日本推理作家協会)を創設、1954年には江戸川乱歩賞を制定した。1965年7月28日、70歳で死去した。

令和元年度 JCAシンポジウム開催のご案内

地方創生の新たな方向〜農村の現場から〜

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が第2ステージを迎えようとするなか、本シンポジウムでは、いま一度地域づくりの「プロセス」に着目します。地方創生の現場の、最新の動きに関する研究者の報告と、地域のご真ん中にある実践者の発表の両面から、地方創生に至る「プロセス」を徹底解剖し、その本質に迫ります。

JCAにいがた南蒲の事例 小師 達也氏
読み解きトーク 中塚 雅也氏、平井 太郎氏
○第三部 地方創生の新たな実践
〜新しい動きとそのプロセス〜 小田切 徳美氏

【日時・場所】

日時：令和元年8月27日(火)
13:30〜17:00 (13:00開場)
会場：東京大学 本郷キャンパス伊藤
謝恩ホール(東京大学赤門そば)
地下鉄大江戸線「本郷三丁目」駅より徒歩6分

【その他詳細】

参加費：無料
定員：250名(事前申込みをお願い
します※先着順)
お申し込み方法：JCAホームページ
よりお申し込みいただくか、氏名・
所属・住所・電話番号・eメールア
ドレスをご記入のうえ、FAXでお
送りください。

【プログラム】

○シンポジウムの進め方 筒井 一伸氏
○第一部 動き始めた新しい担い手
〜その実態と課題〜
岡司直也氏、田中輝美氏、尾原浩子氏
○第二部 地方創生の新たな実践
〜新しい動きとそのプロセス〜
各報告の位置づけ 平井 太郎氏
地域運営組織の新しい展開 山浦 陽一氏

①ホームページからのお申し込み
https://www.japan.coop/
②FAXでのお申し込み
0313266818761
③メールでのお申し込み
sinfo@apan.coop
お問い合わせ先：一般社団法人日本協
同組合連携機構(JCA)基礎研究
部 東口・小川
TEL 03-628017252
E-mail: sinfo@apan.coop

情 報

「都市農村共生社会創造シンポジウム2019」開催のお知らせ

—これからの自治体農政のあり方—

2019年 8 月 31 日（土）12:30～16:15（開場 12:00） 参加料：無料 定員：250名

全国町村会館 2Fホール 東京都千代田区永田町 1-11-35

【主催】全国町村会 【協力】一般社団法人農山漁村文化協会（農文協）

解 題 「自治体農政とは何か -本シンポの課題-」

明治大学農学部教授 小田切 徳美 氏

自治体農政がクローズアップされる一方、国の農政改革に伴う中央集権化が進む昨今。自治体農政とは何か、町村の農政担当職員のあるべき姿は何か、本シンポの課題を解する。



基調講演 「自治体農政の現場から」

岩手県立大学総合政策学部講師
(花巻市コミュニティアドバイザー) 役重 眞喜子 氏

農水省勤務を経た後、岩手県旧東和町へ移住し、役場職員として勤務。国と自治体両方の勤務経験と視点から、自治体農政の現実や可能性について講演。



基調講演 「自治体農政の課題と新しい戦略」

東京農業大学国際食料情報学部准教授 堀部 篤 氏

自治体の農政担当職員が減少する中、国の補助金は多種多様化し、申請業務も複雑化している。効果的な地域農業支援に向けて、自治体農政の課題と新しい戦略を提示する。



基調報告 「地域農政未来塾と地域づくりの人材」

全国町村会 経済農林部

2016年に全国町村会で開校した、町村の若手職員の人材養成塾「地域農政未来塾」。受講を経て、受講生が日々の業務や地域づくりに対し、どのような変化が見られたかアンケート調査をもとに報告。

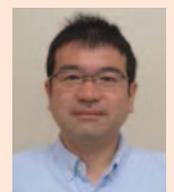
パネルディスカッション 「自治体農政が拓く地域づくりの未来」

コーディネーター ●明治大学農学部教授 小田切 徳美 氏

パネリスト

●岩手県立大学総合政策学部講師
(花巻市コミュニティアドバイザー) 役重 眞喜子 氏●東京農業大学
国際食料情報学部准教授 堀部 篤 氏

●京都府与謝野町商工振興課（地域農政未来塾第1期生） 井上 公章 氏



(井上 公章氏)

グラフィックファシリテーター

●茨城県五霞町産業課（地域農政未来塾第3期生） 関根 美帆 氏

申込方法：タイトルを「シンポジウム参加」とし、氏名（ふりがな）、職業、電話番号/FAX番号、メールアドレスを記載しメール、またはFAXにて下記までお送りください。

申 込 先：Mail sympo@zck.or.jp Fax.03-3580-5955

申込締切：2019年8月26日(月)※当日参加も可能ですが事前申込にご協力ください。

問い合わせ先：全国町村会経済農林部 Tel.03-3581-0485

随 想



『住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と “ほほえみ”のまち』

大阪府熊取町長 藤原 敏司

の東の端に位置しているため、温暖で雨量も少なく、快適で暮らしやすい気候風土です。

快速の停車を契機にベッドタウンとして発展してきましたが、一方で、京都大学複合原子力科学研究所をはじめ、大阪体育大学、関西医療大学、大阪観光大学の4つの大学等が立地する学園都市でもあります。

町が誇る森林公園「奥山(おくやま)雨山(あまのやま)自然公園」は、「大阪みどりの百選」や「水源の森百選」にも選定されており、特に永楽ダム(えいらくダム)周辺は桜の名所として訪れる人を楽しませてくれます。

また隣接する「永楽ゆめの森公園」には、大阪府内最大級の滑り台やスケートボード場、関西国際空港や淡路島、明石海峡大橋が一望できる丘もあり、ファミリーで楽しむのにはぴったりの公園です。

また、7月にハスの花が見頃を迎える「長池(ながいけ)オアシス」は、水と緑に囲まれた親水空間で、熊取を代表する憩いのスポットとなっています。昨年には、オアシスの管理をされている長池オアシス管理会が「第28回全国花のまちづくりコンクール花のまちづくり大賞 団体部門 国土交通大臣賞」を受賞されるなど、各方面から高い評価を受けています。

さて、私は「熊取を良くしたい、その思いは誰にも負けない」の思いで平成28年に町長に就任し、今4年目を迎えています。就任当初から

「町の発展の歩みを止めることなく、次世代のために、この素晴らしいまちを引き継いでいく」ことを責務と感じ、鋭意町政運営に取り組んできました。

とりわけ、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来は本町も例外ではなく、今こそ、子育て支援等の福祉サービスの提供、まちの活力やにぎわいの維持・創出に向けた取組を通じて、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの実現が重要と考えています。

まず、教育の充実については、昭和35年からの中学校での学校給食の実施や全小中学校での学校プールの整備など、これまでも環境の充実に先進的に取り組んできましたが、近年では、「教育のまち ぐまとり」のブランド確立のため、子どもを取り巻く様々な問題に対応する「スクール・ソーシャル・ワーカー」を



▲タピオステーションにプロ芸人を招いて

全小学校区に配置し、いじめの防止、早期発見、早期解決を図ること等で楽しい学校生活の実現を目指すほか、全小中学校の各教室へエアコンを設置するなど、ソフト・ハードの両面で積極的に取り組んできました。

また、健康づくりの面では、大阪体育大学の協力により作成した体力づくりプログラム「タピオ体操十(じゅうプラス)」の普及に取り組んでおり、ストレッチや筋トレに加え、おくちやあたまの体操を加えることで、日常生活での体力向上等を目指しています。さらに、体操を契機に住民の皆さんが集い憩う場として「タピオステーション」の整備も進めており、「健康長寿」の元気なまちを目指しています。特に昨年11月からは(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシーの協力によって、新たに若手芸人が参画し、お笑いも交えながら体操をより楽しんでいただける工夫も行っています。

このほか、新たなきわい創出の仕掛けとして、周辺ではとても珍しいブルーベリー農園(和田山 BE RRY PARK)の開設運営を支援しており、今月ブレ・オープンしました。町内外問わず、さらなる交流人口の増加につながることを期待しています。

本町には自然を活かした見どころが盛りだくさんです。お越しの際はぜひお立ち寄りください。